

令和3年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

令和3年3月12日 午前10時02分開会

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修										
副町	長	仲田	不二雄										
教	育	長	高岡	秀夫									
代	表	監	査	委	員	横	倉	好	夫				
ま	ち	づ	く	り	戦	略	課	長	小	林	克	成	
総	務	課	長	鯉	渕	和	己						
町	民	課	長	雨	宮	忠	芳						
財	務	課	長	船	橋	行	子						
税	務	課	長	鈴	木	貴	司						
健	康	保	険	課	長	飯	村	正	則				
長	寿	応	援	課	長	井	上	優					
福	祉	こ	ど	も	課	長	増	井	栄	一			
農	業	政	策	課	長	山	口	成	治				
都	市	建	設	課	長	大	津	好	男				
下	水	道	課	長	皆	川	尊	志					
会	計	課	長	(会	計	管	理	者)	久	保	田	和	美
水	道	課	長	阿	久	津	惠	三					

農業委員会事務局長 高瀬 浩 文
教育委員会事務局長 園 部 繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 阿久津 雅 志
主 任 書 記 町 田 めぐみ
書 記 高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年3月12日（金曜日）

午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第9号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第13 議案第10号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更について
- 日程第16 議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結につい
て
- 日程第17 議案第14号 令和2年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結につい
て
- 日程第18 議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第19 議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第20 議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程第22 議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4
号）について
- 日程第23 議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4
号）について
- 日程第24 議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
て
- 日程第33 選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第34 選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

承認第1号

議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

選挙第1号

選挙第2号

午前10時02分開会

町民憲章唱和

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続き唱和をお願いいたします。

ご起立、お願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

表彰状の伝達

○議長（関 誠一郎君） 開会に先立ちまして、表彰式の伝達を行います。

このたび全国町村議会議長会から多年にわたる地方自治発展に寄与された功績により、8番河原井大介君に表彰状が贈られております。

河原井大介君は壇上にご登壇願います。

[表彰状伝達]

○議長（関 誠一郎君） 以上で表彰状の伝達を終了いたします。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） それでは、令和3年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日で、甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年がたちました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、現在も被災地の復旧復興のためご尽力されている方々に、心から敬意を表します。

我々議会としても東日本大震災を記憶にとどめ、あの経験を教訓として城里町のまちづくりを力尽くしていきたいと思っております。

さて、本定例会は、条例改正、制定、令和3年度当初予算案など、ご審議いただく会議であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認

をよろしくお願ひいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は13名です。
欠席議員、12番杉山 清君です。

開会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じます。ご了承願ひたいと思います。

諸般の報告

○議長（関 誠一郎君） 日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。
令和2年12月、令和3年1月、2月における各会議等の開催状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願ひたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（関 誠一郎君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第123条の規定により
14番 小 坪 孝 君

1 番 桜 井 和 子 君

2 番 加藤木 直 君

の以上 3 君をご指名申し上げます。

会期の決定

○議長（関 誠一郎君） 続きまして、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、阿久津議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） 去る 3 月 5 日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認 1 件、議案 29 件、発議 1 件、選挙 2 件、報告 16 件、合わせて 49 件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程案のとおり、本日から 3 月 22 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、8 日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいま阿久津議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から 3 月 22 日までの 11 日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 11 日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人 2 名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） おはようございます。

本日は、令和3年第1回議会定例会を招集しましたところ、公私ともお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまは、全国町村議長会より議員として、15年以上の在籍功労のあった河原井議員が表彰を受賞されました。誠にめでたうございます。

心よりお祝いを申し上げ、今後とも町政発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会は、専決処分の承認をはじめ、条例改正、令和2年度会計補正予算、令和3年度会計当初予算など、承認1件、議案29件についてご審議をいただくものです。慎重審議を賜りまして適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

令和3年度施政方針

○議長（関 誠一郎君） これより令和3年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日ここに、令和3年城里町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ありがとうございます。

今定例会は、令和3年度の当初予算をはじめ、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症対策に翻弄される年となってしまいました。小・中学校の休校、公共施設の休館、イベントの中止や延期、飲食店の営業時間制限、外出の自粛要請などで、町民の皆様にはご負担をおかけいたしました。

このような中、国では売上の急減や収入の減少に対する経済対策として、全国民に10万円の給付が行われました。城里町は5月中に約90%の町民の皆様に給付を済ませることができ、県内トップクラスの早さと給付率の高さとなりました。その後も、地域振興券の配布を全町民に2回行うなど、全ての町民への公平な経済対策に取り組みました。

事業者向けの対策としましては、いばらきアマビエちゃんの登録を推進いたしました。その結果、154以上の事業所が登録を済ませることになり、事業所における新型コロナウ

ウイルス感染症対策の推進に着実な成果を上げることができました。

また、売上が大幅に減少している中小企業等に対する支援策についても、多くの企業からの申請を受け付けて、着実に給付を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、健康診断を一部中止した市町村もありましたが、城里町においては完全予約制とするなどの工夫をし、健康診断を中止せずに行いました。健康診断が、がんなどの難病の早期発見につながり、救われている人がいます。新型コロナウイルス感染症対策が優先される中でも、通常健康診断を中止しなかったことを誇らしく感じています。

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策が重点施策となります。国の地方創生臨時交付金が継続して町に交付されることが見込まれることから、令和2年度に実施した地域振興券の配布や、中小企業支援等の事業は継続して実施をしております。

令和3年度の新たな重点事業として、全町民へのワクチン接種があります。人口当たりの医師数が水戸市の5分の1にも満たないなど、医療体制が県内でも最も脆弱な水準にある城里町ではありますが、他市町村と同様に自治体の責任において、全町民へのワクチン接種を行わなければなりません。そのために、ワクチン接種は町内の医療機関の全面的な協力をいただき、さらに医療機関に対して必要な支援を行いながら、他市町村に劣らない迅速で円滑なワクチン接種に取り組んでまいります。城里町役場においても、3名の専従職員を配置して体制を強化し、これに取り組んでまいります。

一方で、将来へ向けた明るい兆しも見えています。

過去3年間の下水道の新規接続申込件数の推移は、平成30年度が12件、令和元年度が20件、令和2年度が28件と増加傾向にあります。これは、下水道が整備された地域において、新しく家を建てる人が増えていることを示しています。

令和3年4月に入学を迎える新入生は約100名おりますが、1歳のときには同学年の子供は約80名でした。これは、この80名の子供たちが6歳になるまでの5年間に、同学年の子供を持つ約20世帯相当の転入があったと考えられます。

石塚・那珂西地区などにおいては、新たな宅地の販売が活発に行われています。

定住人口の増加につながるこのような明るい動向に対応するため、土地開発条例を改正し、条例の適用範囲を2,000平米まで緩和します。これによって宅地の販売を円滑にし、定住人口の確保と城里町の経済の活性化を図ってまいります。

さて、令和3年度予算は、一般会計が約102億円となり、過去最高規模の予算となった令和2年度に比較して23億円の減少となりました。これは、数十年に一度しかない環境センター新築工事及び衛生センター更新工事が終了したことによるものです。

新規事業を抑えつつも、安全・安心なまちづくりに向けて必要な事業を着実に行ってまいります。

一般廃棄物の処理事業におきましては、3月に可燃ごみ新焼却施設が完成・引渡しとな

ることに引き続き、旧焼却施設を解体し、その場所に不燃・粗大ごみの処理施設を建設してまいります。

道路事業におきましては、常北中学校及び石塚小学校周辺の道路整備などを令和2年度に引き続いて行うとともに、中山間地等の交通環境改善のための道路整備についても取り組んでまいります。

未来のための事業も着実に進めていきます。

産業振興の分野では、道の駅かつら建て替え事業につきまして、引き続き取り組んでまいります。茨城県における道の駅のパイオニアである道の駅かつらが新時代にふさわしく、他の新しい道の駅に比較して見劣りしない魅力的な施設に生まれ変わらなければなりません。新しい道の駅の建設予定地と完成のイメージを町民の皆様と共有できるよう、引き続き基本構想、基本計画の策定を進めてまいります。

令和3年度から事業に着手する増井地区土地改良事業につきましても、推進を図ってまいります。増井地区水田54.1ヘクタール基盤整備を行うもので、町も予算を措置し、協力して県営事業として施工してまいります。工事資金につきましても、担い手への農地の利用集積を行う等の一定要件を満たせば、地元負担を伴わない、新しい土地改良事業の取組であります。

子育て支援の分野では、引き続き石塚小学校及び常北小学校の放課後児童クラブの施設の整備を進めてまいります。3歳以上の保育料、幼稚園授業料の無償化が浸透し、共働きの家庭の比率がさらに高まる中、放課後児童クラブを利用したい全ての子どもたちに、快適な環境を提供することは、未来のために必要な投資であると確信しております。

また、ななかいこども園につきましては、施設整備検討委員会の提言を受け止め、七会診療所の隣接地への建て替えに向けた設計費を計上しております。唯一の公立こども園として、町民の皆様から選ばれるこども園となるよう、地域が必要とする子育て支援に取り組むため、子育て世代の意見も伺いながら計画を進めてまいります。

以上、令和3年度の主な政策の概要についてご説明を申し上げます。

令和3年度の予算編成につきましては、創意と工夫により財源の確保に努めました。

全体的には健全な財政運営を堅持するため、経費の無駄を省くとともに、限られた財源を未来のための事業に重点的かつ効率的に配分いたしました。

令和3年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、101億9,000万円で前年度当初比18.2%の減少となっています。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定につきましては、七会診療所で内科・歯科を、沢山診療所で歯科を運営し、僻地及び医療が不足している地域の医療機関として保健医療を担っております。福祉機関と緊密な協力・調整を行い、医療・保険・介護予防等地域医療の連携を推進し、経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に愛される診療所を目指してまいります。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ厳しい財政状況ではありますが、現時点で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っています。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険事業につきましては、公平で公正な要介護認定に基づき、適正で的確な保険給付に努め、団塊の世代が75歳以上となる2025年に加えて、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年も見据えたサービス基盤及び人的基盤の整備を図りながら、第8期介護保険事業計画を基に、介護予防に重点を置きつつ高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

町が直営しています、地域包括支援センターの業務の中で、介護予防プランを作成し、居宅介護予防支援サービス事業に取り組んでまいります。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を図り、会計の透明化を進めるとともに、広域化を視野にした検討も進め、経営の効率化や普及率の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は5地区が順調に稼動しております。農業集落排水事業につきましても、地方公営企業法の適用を図り、会計の透明化を進めるとともに、処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

水道事業について申し上げます。

水道事業につきましては、令和3年度に城里町全域を対象とした老朽水道管の更新計画を策定します。これは、水道管の老朽化に伴う漏水の増加を防ぐため、城里町全域にわたり計画的な水道管の更新工事を今後10年間にわたって加速して行うために策定するものです。また、水道技術管理者の資格取得を推進し、人材面からも将来にわたって安心できる

水道事業を行う体制整備を行ってまいります。

安全で安心な水の安定供給を図るため、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げました。

結びとなりますが、今後とも町民と対話、町民と協働を図りながら、まちの将来像である「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

-
- 承認第 1 号 専決処分第 1 号（令和 2 年度城里町一般会計補正予算第 9 号）の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 城里町黒澤止幾基金条例の制定について
- 議案第 12 号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更について
- 議案第 13 号 令和 2 年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結について
- 議案第 14 号 令和 2 年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結について

- 議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算について
- 議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算について

○議長（関 誠一郎君） これより、日程第3、承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてから日程31、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についての29議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和3年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,913万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,148万4,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加したものです。

歳出では、衛生費、農林水産業費及び商工費を追加し、総務費、民生費、土木費、消防費及び教育費を減額したものです。

次に、議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、給料表を改正するものです。

次に、議案第2号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであ

りますが、今後の再任用職員の配置を考慮し、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、再任用職員の補職名を追加するとともに、等級別基準職務表の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

次に、議案第4号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。城里町第8期介護保険事業計画に基づき、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、介護保険料を改正するものです。

次に、議案第5号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等についての規定を追加するものです。

次に、議案第6号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止等についての規定を追加するものです。

次に、議案第7号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における虐待及びハラスメント防止対策等についての規定を追加するものです。

次に、議案第8号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等についての規

定を追加するものです。

次に、議案第9号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、開発適用面積を緩和することで土地の利活用が促進されるよう町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、適用面積を0.1ヘクタールから0.2ヘクタールに条件を変更するものです。

次に、議案第10号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてありますが、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村の選挙における選挙運動の公費負担が拡大されたことから制定するものです。

次に、議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定についてありますが、黒澤止幾顕彰及び黒沢止幾生家史跡の保存、整備、活用を行うことを目的とする寄附金運用を図るため、基金を設置するため制定するものです。

次に、議案第12号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更についてありますが、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の発行可能期間が延長されたことに伴い、城里町建設計画を変更するため、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結についてありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号 令和2年度常北小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結についてありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億6,287万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,861万3,000円とするものです。

歳入では、法人事業税、寄附金及び諸収入を追加し、町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、民生費を追加し、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び公債費を減額するものです。

次に、議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ701万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,972万2,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、使用料及び手数料並びに県支出金を減額するものです。

歳出では、基金積立金を追加し、総務費、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費及び諸支出金を減額するものです。

施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ697万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億630万2,000円とするものです。

歳入では、診療収入及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

次に、議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,025万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,271万5,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定において、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,634万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,786万1,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加し、国庫支出金を減額するものです。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費及び地域支援事業費を減額するものです。

次に、議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,099万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,135万4,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入並びに町債を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を減額するものです。

次に、議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ496万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,915万2,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、使用料及び手数料並びに繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出の既決予定額から、それぞれ816万4,000円を減額し、収入支出の予定額を7億3,918万2,000円とするものです。

収入では、営業収益及び営業外収益を減額するものです。

支出では、営業費用を減額するものです。

次に、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては冒頭、施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億9,000万円で、前年度当初比18.2%の減であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行においては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,497万2,000円で、前年度当初比2.3%の増です。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,892万1,000円で、前年度当初比11.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実を図るために、町民の公衆衛生の向上及び増進に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる所存であります。

次に、議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,308万5,000円で、前年度当初比0.1%の増であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、保険勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億4,647万円で、前年度当初比7.5%増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ441万1,000円で、前年度当初比7.2%の増であります。

予算の執行に当たりましては、要介護状態になっても家庭や住み慣れた地域で安心して暮らして続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に提供し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要については冒頭、施政方針で申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,194万円で、前年度当初比2.7%の増であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億500万4,000円で、前年度当初比9.0%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の改善及び公共用水の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましても、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

収益的収入及び支出は、7億638万3,000円で前年度当初比1.2%の増であります。

資本的収入予定額は1億2,340万8,000円で、支出の予定額は4億4,547万9,000円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、11億5,186万2,000円で前年度当初比13.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、安全な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、承認1件、議案28件の概要について、一括ご説明申し上げます。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますよう、お願いいたします。

質 疑

○議長（関 誠一郎君） ここで、令和3年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算から議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

最初に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてから議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第22号から議案第28号の7件についてお諮りいたします。

議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてから議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により、予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第28号については、予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を、議員控室においてお願いいたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第3項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番桜井和子君、2番加藤木 直君、3番猿田正純君、4番藤咲英美子君、5番片岡藏之君、6番菌部 一君、7番三村孝信君、8番河原井大介君、10番阿久津則男君、11番小林祥宏君、12番杉山 清君、13番鯉渕秀雄君、14番小坪 孝君の以上13名の諸君を予算特

別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（関 誠一郎君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に8番河原井大介君、副委員長に10番阿久津則男君が選任されましたので、ご報告いたします。

議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第32、議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本年3月25日に任期満了により退任されます教育長職務代理者松崎忍さんの後任として、城里町大字上阿野沢337番地長山透さん61歳を推薦するものです。

長山さんは昭和58年に教職を拝命し、長年、教育の進展にご尽力されており、町立桂中学校及び沢山小学校では校長職を歴任されました。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

日程の変更

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第29号を先議したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第29号を先議することに決定いたしました。

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第29号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第29号に対する討論はございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よつて、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第33、選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する城里町選挙管理委員会委員4名及び欠員が生じた場合に対応する補充員4名の全員について、本年3月24日をもって任期満了となるため、地方自治法182条第1

項及び第2項の規定により、議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、指名選挙とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法について、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

城里町選挙管理委員会委員に加藤木 賢君、田上 勤君、羽根石久男君、園部良治君、以上4名を。同補充員に、第1順位和田寿美雄君、第2順位町井一男君、第3順位金長典子君、第4順位卜部 壽君、以上4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君が、城里町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第34、選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が本年3月19日をもって任期満了となるため、議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

この選挙方法について、地方自治法第118条第2項の規定により指名選挙にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦とすることに決定いたしました。

さらにお諮りします。

指名の方法について、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に11番小林祥宏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました11番小林祥宏君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番小林祥宏君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました小林祥宏君が議場におられますので、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日13日から18日までは休会ではありますが、16日及び17日の2日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるよう、よろしく願いいたします。

次の会議は19日の午前10時に再開し、一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集ください。

本日は以上で散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時05分散会